

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百五号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十二の項中「岐阜県白山国立公園大川野営場野営施設及び岐阜県飛騨木曾川国定公園下呂温泉乗政野営場野営施設」を「及び岐阜県白山国立公園大川野営場野営施設」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

訓令

岐阜県訓令甲第三十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公報号外 毎週(火曜日)(金曜日) 発行(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十八の項事務の種類の欄中「、岐阜県白山国立公園大川野営場野営施設及び岐阜県飛驒木曾川国定公園下呂温泉乗政野営場野営施設」を「及び岐阜県白山国立公園大川野営場野営施設」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年一月一日から施行する。

平成二十二年十二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

各務原市テクノプラザ一
フイ・アール・テクノセンター